

2024 年 6 月 6 日（木）
愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課
運営・支援グループ
担当 佐藤、平田
内線 3953、2289
ダイヤル 052-954-6970

愛知県新体育館事業計画地における土壤汚染に係る報告について

愛知県新体育館の事業計画地（名古屋市北区）において、土壤汚染調査を実施したところ、土壤溶出量基準を超える鉛が確認された旨、本日、担当官庁である名古屋市に報告しました。その報告の概要を下記のとおりお知らせします。

記

1 調査対象地

愛知県新体育館の事業計画地
名古屋市北区名城一丁目 4 番 1 の一部
（詳細な位置については裏面参照）

2 報告内容

- （1）報告年月日
2024 年 6 月 6 日（木）
- （2）調査実施期間
2024 年 4 月 26 日（金）から 2024 年 5 月 31 日（金）まで
- （3）調査項目
特定有害物質のうち鉛及びその化合物
- （4）調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	基準越えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壤溶出量基準	超過区画数／調査区画数 ^注
鉛及びその化合物	0.011～0.034mg/L	1.1～3.4 倍	0.01mg/L 以下	4／13

注：調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

イ 土壤含有量

全ての調査地点で土壤含有量基準に適合していました。

3 土壤汚染への対応

調査対象地のうち、土壤溶出量基準を超えた区画については、土壤汚染対策法第 14 条第 1 項に基づき、2024 年 6 月 6 日付で区域指定の申請を行いました。

汚染土壤については、名古屋市と協議の上、適切に対策を実施してまいります。

4 調査対象地の概要

調査対象地(地番)：名古屋市北区名城一丁目4番1の一部

調査対象地の面積：750m²

特定有害物質の使用状況等：登記簿謄本、住宅地図や航空写真等の資料から、1946年から1965年までは農用地・裸地、1965年から名城公園の園内道路として整備され、現在に至ります。また、特定有害物質の使用履歴はありません。



国土地理院地図を加工して作成

5 土壌汚染の原因

当該地において、鉛及びその化合物を含む物質を使用する施設等の履歴は確認されておらず、原因は不明です。

(参考) 基準を超過した特定有害物質について

- 鉛及びその化合物

人が鉛を体内に取り込む可能性があるのは、食物や飲み水、呼吸によると考えられます。また、乳幼児はものをしゃぶるため、土壌や室内の塵などから体内に取り込まれる割合が大人より高くなっています。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(出典：公益財団法人 日本環境協会「土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」)